



下田地区消防組合規則第3号

下田消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年6月23日

下田地区消防組合
管理者 下田市長

下田市長 印

下田地区消防組合規則第 3 号

下田消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

下田消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年下田地区消防組合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「毎年度の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「毎年度 1 回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。